**中華人民共和国野生動物保護法**

転載元： 中国人民代表大会ネット  文字サイズ： [大](http://www.npc.gov.cn/npc/c238/202001/a0d85c00a9a44b7a80fd88f2bb678253.shtml) [中](http://www.npc.gov.cn/npc/c238/202001/a0d85c00a9a44b7a80fd88f2bb678253.shtml) [小](http://www.npc.gov.cn/npc/c238/202001/a0d85c00a9a44b7a80fd88f2bb678253.shtml)　　　2020年1月22日 13:50:38

【制定・改正履歴】●1988年11月8日制定：第7期全国人民代表大会常務委員会第4回会議にて可決。●2004年8月28日第一次改正：第10期全国人民代表大会常務委員会第11回会議で可決した「『中華人民共和国野生動物保護法』の改正に関する決定」に基づく。●2009年8月27日第二次改正：第11期全国人民代表大会常務委員会第10会議で可決した「『一部法律の改正に関する決定』」に基づく。●2016年7月2日修正：第12期全国人民代表大会常務委員会第21回会議による。●2018年10月26日第三次改正：第13期全国人民代表大会常務委員会第6回会議で可決した「『中華人民共和国野生動物保護法』など15の法律の改正に関する決定」に基づく。

目　　　次

第一章　総　　則

第二章　野生動物およびその生息地の保護

第三章　野生動物の管理

第四章　法的責任

第五章　附　　則

**第一章　総　　則**

**第一条**　野生動物を保護し、貴重かつ絶滅の危惧される野生動物を救い、生物多様性と生態のバランスを保ち、「生態文明建設」を推し進めるために、本法を制定する。

**第二条**　中華人民共和国の領域および管轄する他の海域において、野生動物の保護および関連の活動に従事する場合に、本法を適用する。

本法に定める保護対象の野生動物とは、貴重かつ絶滅が危惧される陸生または水生の野生動物、および生態・科学・社会の観点において重要な価値を有する陸生の野生動物を指す。

本法に定める野生動物およびその製品とは、野生動物の個体全体（卵を含む）、一部およびその派生物を指す。

貴重かつ絶滅が危惧される水生野生動物を除くその他の水生野生動物の保護には、「中華人民共和国漁業法」等の関連法の規定を適用する。

**第三条**　野生動物資源は国の所有に帰するものとする。

国は、野生動物に関する科学研究や、野生動物の人工繁殖等の保護活動および関連の活動に従事する組織および個人について、その合法的な権利・利益を法に基づき保障する。

**第四条**　国は野生動物について、保護優先、規範に基づく利用、厳重な監督管理という原則を実行し、野生動物に関する科学研究を奨励し、野生動物の保護に係る国民の意識を醸成し、人と自然との調和の取れた発展を促す。

**第五条**　国は、野生動物およびその生息地を保護する。県級以上の人民政府は、野生動物およびその生息地について相応の保護計画と措置を策定するとともに、野生動物の保護に係る経費を予算に盛り込むものとする。

国は、国民、法人およびその他の組織に対し、法に基づき寄付、資金拠出、ボランティアなどの形で野生動物の保護活動に参画し、野生動物保護に関する公益事業を支援することを奨励する。

本法に定める野生動物の生息地とは、野生動物の野外個体群が生息し、繁殖する重要な区域を指す。

**第六条**　いかなる組織および個人も、野生動物およびその生息地を保護する義務を有する。違法な野生動物の捕獲、野生動物の生息地の破壊は、これを禁止する。

いかなる組織および個人も、本法に違反する行為について、関連部門や機関に通報する権利を有する。野生動物の保護を主管する部門および他の関係部門・機関は、通報または告発に対し、遅滞なく法に基づき対応するものとする。

**第七条**　国務院の林業および草原を主管する部門と漁業を主管する部門は、それぞれ全国の陸生野生動物と水生野生動物の保護事業を主管する。

県級以上の地方人民政府の林業および草原を主管する部門と漁業を主管する部門は、それぞれ当該行政区域における陸生野生動物と水生野生動物の保護事業を主管する。

**第八条**　各級の人民政府は、野生動物の保護に関する広報・教育事業と科学知識普及事業を強化するとともに、草の根レベルの自治組織、社会組織、企業・団体、ボランティアが実施する野生動物保護関連法令や保護知識に関する広報活動を奨励し、支援するものとする。

教育行政部門や学校は、学生に対して野生動物保護に関する知識教育を行うものとする。

報道機関は、野生動物保護関連法令や保護知識に関する広報を展開し、違法行為に対して世論による監督を行うものとする。

**第九条**野生動物の保護や科学研究の面で著しい業績を上げた組織や個人には、県級以上の人民政府においてインセンティブを付与する。

**第二章　野生動物およびその生息地の保護**

**第十条**国は野生動物について、種類や等級に応じた保護を実行する。

国は、貴重かつ絶滅の危惧される野生動物に対して重点的な保護を実施する。国が重点的に保護する野生動物は、「一級保護野生動物」と「二級保護野生動物」に分類される。「国家重点保護野生動物リスト」は、国務院の野生動物保護を主管する部門が科学的な評価を実施した上で作成し、5年おきに評価状況に基づきリストの変更を行う。「国家重点保護野生動物リスト」は、国務院への提出を経て承認を受けた上で公表される。

「地方重点保護野生動物」とは、「国家重点保護野生動物」に該当しない、省・自治区・直轄市が重点的に保護する野生動物を指す。「地方重点保護野生動物リスト」は、省・自治区・直轄市の人民政府が科学的評価を実施した上で作成、変更および公表を行う。

生態・科学・社会の観点において重要な価値を有する陸生野生動物のリストは、国務院の野生動物保護を主管する部門が科学的な評価を実施した上で作成、変更および公表を行う。

**第十一条**　県級以上の人民政府において野生動物の保護を主管する部門は、自身で、または関連研究機関への委託により、野生動物およびその生息地の状況について定期的な調査・モニタリング・評価を行い、野生動物およびその生息地に関する記録の作成と充実を図るものとする。

野生動物およびその生息地の状況に関する調査・モニタリング・評価には、以下の内容を含めるものとする。

（一）野生動物の野外分布区域、個体群の数量および構成

（二）野生動物の生息地の面積、生態の状況

（三）野生動物およびその生息地の脅威となる主な要素

（四）野生動物の人工繁殖状況など、調査・モニタリング・評価を行うべきその他の内容

**第十二条**　国務院の野生動物保護を主管する部門は、国務院の関係部門と共同で、野生動物およびその生息地の状況の調査・モニタリング・評価の結果に基づき、「野生動物重要生息地リスト」の内容を確定し、公表するものとする。

省級以上の人民政府は、法に基づき自然保護区域を指定し、保護対象の野生動物およびその重要な生息地を保護し、野生動物の生存環境の回復と改善を図る。自然保護区域を指定できる状況にない場合、県級以上の人民政府において禁猟（漁）区の指定、規定禁猟（漁）期間の設定などの他の方法を採用することにより、保護することができる。

自然保護区域内への外来種の導入、単純林の造成、過度な農薬の散布など、野生動物の生息・繁殖に人為的な干渉や脅威をもたらす行為は、これを禁止または制限する。

自然保護区域は、関連法令の規定に基づいてその指定と管理を行う。

**第十三条**　県級以上の人民政府およびその関係部門は、開発利用計画の策定に際し、野生動物およびその生息地を保護する必要性を充分に考慮し、計画実施が野生動物およびその生息地の保護に及ぼしうる全体的な影響の分析・予測・評価を行い、計画の実施により生じる悪影響を回避または軽減するものとする。

自然保護区域では、法令の規定で認められていない建設事業の実施を禁止する。空港、鉄道、道路、水利・水力発電、囲い堰、干拓などの建設事業の用地・ルート選定に際しては、自然保護区域や野生動物の移動・回遊ルートを迂回するものとする。迂回できない場合は、野生動物用の通路や魚道の設置などの措置を講じ、野生動物への悪影響を解消または軽減するものとする。

建設事業により、自然保護区域、野生動物の移動・回遊ルートに影響が生じる恐れがある場合、環境影響評価報告書の審査担当部門はその審査と承認に際し、次の対応を取るものとする。●国家重点保護野生動物が対象の場合：国務院の野生動物保護を主管する部門に意見を求める。●地方重点保護野生動物が対象の場合：省・自治区・直轄市の人民政府の野生動物保護を主管する部門に意見を求める。

**第十四条**　各級の野生動物保護を主管する部門は、環境が野生動物に与える影響の監視とモニタリングを行うものとする。環境による影響が野生動物に危険をもたらす場合、野生動物保護を主管する部門は、関係部門と共同で調査と対応を行うものとする。

**第十五条**　国または地方の重点保護野生動物が自然災害、重大な環境汚染事故などの突発的事件による脅威にさらされた場合、現地の人民政府は、遅滞なく緊急救助措置を講じるものとする。

県級以上の人民政府において野生動物保護を主管する部門は、国の関連規定に基づき野生動物の収容および救護活動を実施するものとする。

野生動物の収容・救護を名目とする野生動物およびその製品の売買は、これを禁止する。

**第十六条**　県級以上の人民政府において野生動物保護を主管する部門、獣医を主管する部門は、その職務分掌に従い、野生動物に関する感染源・感染症のモニタリングを行い、予測・予報などの活動を実施するとともに、規定に基づいて制定野生動物感染症緊急対応マニュアルを作成し、同級の人民政府に提出して承認手続きまたは届出を行うものとする。

県級以上の人民政府において野生動物保護を主管する部門、獣医を主管する部門、衛生を主管する部門は、その職務分掌に従い、人獣共通感染症に関係する動物感染症の対策・管理業務を担当するものとする。

**第十七条**　国は、野生動物の遺伝資源の保護を強化し、絶滅の危惧される野生動物の緊急保護を実施する。

国務院において野生動物保護を主管する部門は、国務院の関係部門と共同で、野生動物の遺伝資源の保護・利用に関する計画を策定し、「国家野生動物遺伝資源ジーンバンク」を構築し、中国原産の貴重かつ絶滅の危惧される野生動物の遺伝資源に対し、重点的な保護を実行する。

**第十八条**　地方の人民政府は、野生動物が引き起こしうる危険の予防と抑止を図り、人と動物の安全や農業・林業の生産活動を保障するために、措置を講じるものとする。

**第十九条**　本法の規定により保護される野生動物の保護活動によって、死傷者が発生したり、農作物またはその他の財産の損失が生じたりした場合は、現地の人民政府においてこれを補償する。具体的な手続きは、省・自治区・直轄市の人民政府において制定する。地方人民政府は、保険事業者に対し、野生動物による被害を補償する保険業務の取り扱いを促すことができる。

地方人民政府が国家重点保護野生動物による被害を予防・抑制するための措置を講じたり、補償を行ったりする際に必要な経費については、中央財政が国の関連規定に基づき補助する。

**第三章　野生動物の管理**

**第二十条**　自然保護区域内、禁猟（漁）区内、禁猟（漁）期間中においては、捕獲および野生動物の生息・繁殖の妨げとなるその他の活動を禁止するが、法令で別途規定する場合はその例外とする。

野生動物の移動・回遊期間中、前項に定める区域以外の移動・回遊ルート内では、捕獲を禁止するとともに、野生動物の生息・繁殖の妨げとなるその他の活動を厳重に制限する。移動・回遊ルートの範囲、および野生動物の生息・繁殖の妨げとなる活動の内容については、県級以上の人民政府またはその野生動物保護を主管する部門において規定し、発表する。

**第二十一条**　国家重点保護野生動物の捕獲および殺害は、これを禁止する。

科学研究、個体群の頭数管理、感染源・感染症のモニタリング、あるいはその他の特殊な事由により、国家一級保護野生動物を捕獲する必要がある場合は、国務院の野生動物保護を主管する部門に対し、捕獲特別許可証を申請するものとする。国家二級保護野生動物を捕獲する必要がある場合は、省・自治区・直轄市の人民政府の野生動物保護を主管する部門に対し、捕獲特別許可証を申請するものとする。

**第二十二条**　国家重点保護野生動物に該当しない野生動物の捕獲については、法に基づき県級以上の地方人民政府の野生動物保護を主管する部門の発行する捕獲許可証を取得し、捕獲数量の規制管理に従うものとする。

**第二十三条**　捕獲者は、特別許可証や捕獲許可証で定められた種類、数量、場所、道具、方法、期限に従って捕獲を行うものとする。

捕獲に銃を用いる場合は、法に基づき公安機関の発行する銃所持許可証を取得するものとする。

**第二十四条**　毒薬、爆発物、電気ショック、電子式の誘引装置、あるいは、くくり罠、トラバサミ、地槍（古式簡易銃）、排銃（多数の発射口を配列させた古式火器）などの道具を用いた狩猟は、これ禁止する。また、夜間照明の使用、個体群を壊滅させる巻き狩り、巣穴の破壊、火攻め、燻し出し、網猟（漁）などの方法による捕獲は、これを禁止するが、科学研究のために網猟（漁）や電子式の誘引装置の必要性が確かに認められた場合は、例外とする。

前項で定められたもの以外の狩猟用具・方法の使用禁止については、県級以上の地方人民政府においてこれを規定し、発表する。

**第二十五条**　国は、科学研究機関が種の保護の目的で行う国家重点保護野生動物の人工繁殖を支援する。

国家重点保護野生動物の人工繁殖で前項の規定に該当しない場合については、許可制度を実行する。国家重点保護野生動物の人工繁殖を行う場合は、省・自治区・直轄市の人民政府の野生動物保護を主管する部門の承認を経て、人工繁育許可証を取得するものとする。ただし、国務院が承認機関について別途規定する場合は、例外とする。

国家重点保護野生動物の人工繁殖に際しては、繁殖第二世代の個体を使用し、種の系統、繁殖記録、個体データを作成するものとする。種を保護する目的上、野生個体を使用する必要が確かに認められる場合は、本法の第二十一条および第二十三条の規定を適用する。

本法でいう繁殖第二世代とは、人工管理下において繁殖により誕生した子世代の個体で、かつその親世代も人工管理下で誕生しているものを指す。

**第二十六条**　国家重点保護野生動物の人工繁殖は、種の保護および科学研究に役立つ形で行うものとし、野生の個体群資源にダメージを与えてはならない。また、野生動物の習性を踏まえて必要な活動空間や、生息・繁殖および衛生・健康に必要な条件、繁殖目的・種類・繁殖規模に見合った場所・施設・技術を確保し、技術基準や感染症対策要件を満たすものとし、野生動物を虐待してはならない。

省級以上の人民政府において野生動物保護を主管する部門は、国家重点保護野生動物を保護する上での必要性に応じて、国家重点保護野生動物の野生復帰事業を実施する。

**第二十七条**　国家重点保護野生動物およびその製品の販売・購入・利用は、これを禁止する。

科学研究、人工繁殖、一般向け展示、文化財保護あるいはその他の特殊な事由により、国家重点保護野生動物およびその製品の販売・購入・利用を必要とする場合は、省・自治区・直轄市の人民政府の野生動物保護を主管する部門による承認を経て、規定に基づく専用標識の取得と使用により、トレーサビリティを保証するものとする。ただし、国務院が承認機関について別途規定する場合は例外とする。

国家重点保護野生動物およびその製品の専用標識の適用範囲や管理方法は、国務院の野生動物保護を主管する部門において規定する。

国家重点保護野生動物に該当しない野生動物の販売や利用に際しては、狩猟や輸出入など合法的な入手経路に関する証明書を提示するものとする。

本条第二項、第四項に定める野生動物の販売に際してはこのほか、法に基づき検疫証明書を添付するものとする。

**第二十八条**　成熟かつ安定した人工繁殖技術を有する国家重点保護野生動物は、科学的な検証を経て、国務院の野生動物保護を主管する部門の作成する「国家重点保護野生動物人工繁殖リスト」に収載する。リストに収載された野生動物およびその製品は、人工繁殖許可証を提示することにより、省・自治区・直轄市の人民政府の野生動物保護を主管する部門が定める年間生産量に応じてその専用標識を取得することができ、専用標識を販売・利用に紐づけることでトレーサビリティが保証される。

本法第十条に定める国家重点保護野生動物リストの変更に際しては、野生個体群の保護状況に応じ、前項に定める成熟かつ安定した人工繁殖技術を有する国家重点保護野生動物の人工繁殖個体群を、国家重点保護野生動物リストから除外し、野生個体群とは異なる管理措置を実行することができる。ただし、本法第二十五条第二項および本条第一項の規定に基づき、人工繁殖許可証と専用標識を取得するものとする。

**第二十九条**　野生動物およびその製品の利用に際しては、野生個体種の保護に資するよう、人工繁殖個体群を主体とすることにより、「生態文明建設」の要請に合致させ、社会の公衆道徳を尊重し、遵守法令や国の関連規定を遵守するものとする。

野生動物およびその製品を医薬品として取引、利用する場合は、併せて医薬品管理に関する法令を遵守するものとする。

**第三十条**　国家重点保護野生動物およびその製品を用いて製造される食品、あるいは国家重点保護野生動物に該当しない野生動物で、合法的な入手経路が証明されていないものを用いて製造される食品の生産および取引は、これを禁止する。

国が重点的に保護する野生動物およびその製品を食用目的で不法に購入することは、これを禁止する。

**第三十一条**　野生動物または使用が禁じられた捕獲用具の販売・購入・利用に関する広告の配布は、これを禁止する。野生動物製品の違法な販売・購入・使用に関する広告の配布は、これを禁止する。

**第三十二条**　インターネット取引プラットフォーム、商品取引市場などの取引場所が、野生動物およびその製品または使用が禁じられた捕獲用具の違法な販売・購入・使用のために取引サービスを提供することは、これを禁止する。

**第三十三条**　国家重点保護野生動物およびその製品の搬送・携帯・発送に際し、本法第二十八条第二項で定める野生動物およびその製品が県境を越える場合は、本法第二十一条、第二十五条、第二十七条、第二十八条で定める許可証、承認文書の写しまたは専用標識、および検疫証明書を提示または添付するものとする。

国家重点保護野生動物に該当しない野生動物を県境外へ搬送する場合は、狩猟や輸出入など合法的な入手経路の証明、および検疫証明書を提示するものとする。

**第三十四条**　県級以上の人民政府において野生動物保護を主管する部門は、科学研究、人工繁殖、一般向け展示など野生動物およびその製品を利用する活動に対し、監督と管理を行うものとする。

県級以上の人民政府のその他の関係部門は、その職務分掌に従い、野生動物およびその製品の販売・購入・利用・搬送・発送などの活動について、監督と検査を行うものとする。

**第三十五条**　中華人民共和国が締約国となっている、または加盟している国際条約において取引が禁止または規制されている野生動物またはその製品のリストは、国の絶滅危惧種の輸出入を管理する機関においてその作成、変更および発表を行う。

前項のリストに収載された野生動物またはその製品を輸出入する場合、および国家重点保護野生動物またはその製品を輸出する場合は、国務院の野生動物保護を主管する部門または国務院の承認を経て、絶滅危惧種の輸出入を管理する国家機関が発行する輸出入許可証明書を取得するものとする。税関は、法に基づき出入国検疫を実施し、輸出入許可証明書、検疫証明書を根拠として、規定に基づき通関手続きを行う。

科学技術に関する秘密保持が必要な野生動物種の輸出については、国務院の関連規定に基づき対応する。

本条第一項のリストに収載された野生動物については、国務院の野生動物保護を主管する部門の承認を経た上で、本法の適用範囲内で、国が重点的に保護する野生動物と同等の管理を行うことができる。

**第三十六条**　国は、野生動物保護および関連の法執行活動に関する国際協力・交流を実施する。また、野生動物およびその製品の密輸や不法取引の防止や取り締まりのための部門間連携メカニズムを構築し、密輸や不法取引の防止・取り締まり活動を展開する。

**第三十七条**　国外から野生動物種を導入する場合は、国務院の野生動物保護を主管する部門の承認を経るものとする。本法第三十五条第一項のリストに収載された野生動物を国外から導入する場合は、これに加え、法に基づき輸出入許可証明書を取得するものとする。税関は、法に基づき入国時の検疫を実施し、輸入許可文書または輸出入許可証明書、ならびに検疫証明書を根拠として、規定に基づき通関手続きを行う。

野生動物種を国外から導入する場合は、安全かつ信頼性のある防護措置を講じ、野外環境への侵入の防止と、生態系への危険の回避を図るものとする。野外への放出が確かに必要と認められる場合は、国の関連規定に従って行う。

**第三十八条**　いかなる組織および個人も、野生動物を野外環境に放出する場合、放出された野外環境での生存に適した現地種を選ぶものとし、現地住民の通常の生活・生産を妨げてはならず、生態系への危険を回避するものとする。野生動物を無断で野外に放ち、他人の身体や財産への損害、あるいは生態系への危険をもたらした場合は、法に基づき法的責任を負う。

**第三十九条**　狩猟特別許可証、狩猟許可証、人工繁殖許可証および専用標識の偽造・変造・売買・譲渡・貸与や、国家重点保護野生動物およびその製品に関する承認文書または輸出入許可証明書、輸出入等の承認文書の販売・購入・利用は、これを禁止する。

前項に定める許可証、専用標識、承認文書の発行状況は、法に基づき公表するものとする。

**第四十条**　外国人が中国において、国家重点保護野生動物を対象として野外視察または野外での映画・記録映像を撮影する場合、省・自治区・直轄市の人民政府の野生動物保護を主管する部門またはその権限を付与された機関の承認を経るものとし、関連法令の規定を遵守するものとする。

**第四十一条**　地方重点保護野生動物や、国家重点保護野生動物に該当しないその他の野生動物に関する管理方法は、省・自治区・直轄市の人民代表大会またはその常務委員会において制定する。

**第四章　法的責任**

**第四十二条**　野生動物保護を主管する部門またはその他の関係部門・機関が行った行政許可の決定が適法でない場合、もしくは違法行為の発見または通報に際して調査や処分を行わないか、または調査や処分が適法でない場合、もしくは職責履行に関し職権濫用などその他の適法でない行為があった場合は、同級の人民政府または上級の人民政府の関係部門・機関において是正命令を行い、責任を負うべき主担当者およびその他の直接の責任を有する人員に対し、法に基づき過失記録、重大過失記録、降格処分を行う。重大な結果をもたらした場合は、辞職または免職処分とし、主要な責任者は引責辞職するものとする。また、犯罪が成立する場合は、法に基づきその刑事責任を追及する。

**第四十三条**　本法第十二条第三項、第十三条第二項の規定に違反した場合、関連法令の規定に基づき処罰する。

**第四十四条**　本法第十五条第三項の規定に違反し、収容・救護を名目に野生動物およびその製品を売買した場合、県級以上の人民政府の野生動物保護を主管する部門において、野生動物およびその製品、違法所得を没収するとともに、野生動物およびその製品の価値2倍以上10倍以下に相当する罰金を科し、その違法行為を社会信用記録に加えて一般に公表する。また、犯罪が成立する場合は、法に基づきその刑事責任を追及する。

**第四十五条**　本法第二十条、第二十一条、第二十三条第一項、第二十四条第一項の規定に違反し、自然保護区域内、禁猟（漁）区内、禁猟（漁）期間中において国家重点保護野生動物を捕獲した場合、もしくは狩猟特別許可証を未取得のまま、または狩猟特別許可証の規定によらず国家重点保護野生動物の捕獲・殺害を行った場合、もしくは使用が禁じられた用具・方法により国家重点保護野生動物を捕獲した場合は、県級以上の人民政府の野生動物保護を主管する部門、海洋法執行部門または当該保護区域の管理機関において、その職務分掌に従い捕獲物、捕獲用具、違法所得を没収し、狩猟特別許可証を取り消すとともに、捕獲物の価値の2倍以上10倍以下に相当する罰金を科する。捕獲物がない場合の罰金は１万元以上５万元以下とする。また、犯罪が成立する場合は、法に基づきその刑事責任を追及する。

**第四十六条**　本法第二十条、第二十二条、第二十三条第一項、第二十四条第一項の規定に違反し、自然保護区域内、禁猟（漁）区内、禁猟（漁）期間中において国家重点保護野生動物に該当しない野生動物を捕獲した場合、もしくは狩猟許可証を未取得のまま、または狩猟許可証の規定によらず、国家重点保護野生動物に該当しない野生動物を捕獲した場合、もしくは使用が禁じられた用具・方法により国家重点保護野生動物に該当しない野生動物を捕獲した場合は、県級以上の地方人民政府の野生動物保護を主管する部門または当該保護区域の管理機関において、その職務分掌に従い捕獲物、捕獲用具、違法所得を没収し、狩猟許可証を取り消すとともに、捕獲物の価値の１倍以上5倍以下に相当する罰金を科す。捕獲物がない場合の罰金は2,000元以上1万元以下とする。また、犯罪が成立する場合は、法に基づきその刑事責任を追及する。

本法第二十三条第二款の規定に違反し、銃所持許可証を未取得のまま銃を所持して野生動物を捕獲したことにより、治安管理違反行為が成立する場合は、公安機関において法に基づき治安管理に関する処罰を行う。また、犯罪が成立する場合は、法に基づきその刑事責任を追及する。

**第四十七条**　本法第二十五条第二項の規定に違反し、人工繁殖許可証を未取得のまま、国家重点保護野生動物または本法第二十八条第二項に定める野生動物の繁殖を行った場合は、県級以上の人民政府の野生動物保護を主管する部門において、野生動物およびその製品を没収するとともに、野生動物およびその製品の価値の１倍以上5倍以下に相当する罰金を科す。

**第四十八条**　本法第二十七条第一項および第二項、第二十八条第一項、第三十三条第一項の規定に違反し、国家重点保護野生動物およびその製品または本法第二十八条第二項に定める野生動物およびその製品の販売・購入・理由・搬送・携帯・発送に際して、承認、専用標識の取得または適正使用、人工繁殖許可証・承認文書写し・専用標識の提示または添付がなされていない場合は、県級以上の人民政府の野生動物保護を主管する部門または市場監督管理部門において、それぞれの職務分掌に従い野生動物およびその製品と違法所得を没収するとともに、野生動物およびその製品の価値の2倍以上10倍以下に相当する罰金を科す。情状が重大な場合は、人工繁殖許可証の取り消し、承認文書の撤回、専用標識の回収を行う。また、犯罪が成立する場合は、法に基づきその刑事責任を追及する。

本法第二十七条第四項、第三十三条第二項の規定に違反し、合法的な入手経路の証明を提示せずに、国家重点保護野生動物に該当しない野生動物の販売・利用・搬送を行った場合は、県級以上の地方人民政府の野生動物保護を主管する部門または市場監督管理部門において、その職務分掌に従い野生動物を没収するとともに、野生動物の価値の1倍以上5倍以下に相当する罰金を科す。

本法第二十七条第五項、第三十三条の規定に違反し、野生動物およびその製品の販売・搬送・携帯・発送に際し検疫証明書の提示または添付がなされない場合は、「中華人民共和国動物防疫法」の規定に基づき処罰する。

**第四十九条**　本法第三十条の規定に違反し、国家重点保護野生動物およびその製品、または合法的な入手経路の証明のない国家重点保護野生動物に該当しない野生動物およびその製品を用いて製造される食品の生産や取引を行った場合、もしくは国家重点保護的野生動物およびその製品を食用目的で不法に購入した場合は、県級以上の人民政府の野生動物保護を主管する部門または市場監督管理部門において、その職務分掌に従い違法行為の停止を命じ、野生動物およびその製品、違法所得を没収するとともに、野生動物およびその製品の価値の2倍以上10倍以下に相当する罰金を科す。また、犯罪が成立する場合は、法に基づきその刑事責任を追及する。

**第五十条**　本法第三十一条の規定に違反し、野生動物およびその製品または使用が禁じられた捕獲用具の販売・購入・利用に関する広告を配布した場合は、「中華人民共和国広告法」の規定に基づき処罰する。

**第五十一条**　本法第三十二条の規定に違反し、野生動物およびその製品または使用が禁じられた捕獲用具の違法な販売・購入・利用のために取引サービスを提供した場合は、県級以上の人民政府の市場監督管理部門において、違法行為の停止と期限つきの是正措置を命じ、違法所得を没収するとともに、違法所得の2倍以上5倍以下に相当する罰金を科す。違法所得がない場合の罰金は１万元以上５万元以下とする。また、犯罪が成立する場合は、法に基づきその刑事責任を追及する。

**第五十二条**　本法第三十五条の規定に違反し、野生動物またはその製品の輸出・輸入を行った場合、税関、公安機関、海洋法執行部門は法律・行政法規および国の関連規定に基づき処罰を行う。また、犯罪が成立する場合は、法に基づきその刑事責任を追及する。

**第五十三条**　本法第三十七条第一項の規定に違反し、野生動物種を国外から導入した場合は、県級以上の人民政府の野生動物保護を主管する部門において、導入された野生動物を没収するとともに、5万元以上25万元以下の罰金を科す。入国時の検疫が適法でなかった場合は、「中華人民共和国出入国動植物検疫法」の規定に基づき処罰する。また、犯罪が成立する場合は、法に基づきその刑事責任を追及する。

**第五十四条**　本法第三十七条第二項の規定に違反し、国外から導入した野生動物を野外環境に放出した場合は、県級以上の人民政府の野生動物保護を主管する部門において、期限付きでその捕獲・回収を命じ、1万元以上5万元以下の罰金を科す。期限までに捕獲・回収がなされなかった場合、野生動物保護を主管する部門において捕獲・回収を代行するか、または影響を低減するための措置を講じ、必要な費用は期限付き捕獲・回収命令を受けた当事者が負担する。

**第五十五条**　本法第三十九条第一項の規定に違反し、証明書類、専用標識または承認文書の偽造・変造・売買・譲渡・貸与を行った場合、県級以上の人民政府の野生動物保護を主管する部門において、違法な証明書類、専用標識、承認文書および違法所得を没収するとともに、5万元以上25万元以下の罰金を科す。治安管理違反行為が成立する場合、公安機関において法に基づき治安管理に関する処罰を行う。また、犯罪が成立する場合は、法に基づきその刑事責任を追及する。

**第五十六条**　本法の規定により没収された実物は、県級以上の人民政府の野生動物保護を主管する部門またはその権限を付与された機関において、規定に基づき処分する。

**第五十七条**　本法の規定における捕獲物の価値、野生動物およびその製品の価値の評価基準および方法については、国務院の野生動物保護を主管する部門において制定する。

第五章　附　　則

**第五十八条**　本法は2017年1月1日より施行する。